

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）に対する意見募集結果について

平成 28 年 3 月 17 日

国立研究開発法人科学技術振興機構

平成 28 年 1 月 8 日から平成 28 年 1 月 31 日までの期間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」に対する意見募集を行い 1 件のご意見をいただきました。
皆様方の御協力に深く感謝申し上げます。

【意見募集結果】

1.意見募集実施方法

(1) 意見募集期間

平成 28 年 1 月 8 日（金）～平成 28 年 1 月 31 日（日）

(2) 実施方法

国立研究開発法人科学技術振興機構の Web サイトにて掲載

(3) 意見提出方法

Web サイト (<http://www.ist.go.jp/osirase/20160108/index.html>) 内アンケートフォームでの回答、FAX、郵送

2.意見総数

1 件

3.御意見および回答

御意見	回答
①障害種別に高次脳機能障害が抜けている。	対応要領（案）では「障害」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害をいう」としており、個別の障害に限定せず、高次脳機能障害も含め、幅広く「障害」を捉えたいと考えております。 そのため身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）と併記する形では記載しないことといたします。

②感覚過敏における書類のモノクロ化が抜けている。	別紙の留意事項の「合理的配慮に当たりうる物理的環境への配慮の具体例」に具体例として感覚過敏に関する配慮の記載がないというご指摘とを考えます。 感覚過敏は程度や、視覚、触覚、聴覚などの部分が過敏かによって症状が異なります。 ご意見いただいた「感覚過敏における書類のモノクロ化」とは具体的には「色に関する感覚過敏の障害者に対し、会議書類等をモノクロにする。」ということかと考えますが、感覚過敏が色に限定された印象となってしまう、個性が高くなってしまうので、ここでは具体例としての記載はあえて行わないことといたします。 本対応要領（案）中の留意事項における具体例はあくまで代表例として例示しているにすぎず、当機構としては記載されている内容だけに縛られるのではなく個々の事例に関して柔軟に対応したいと考えているところです。
③母国語が別である外国育ち、外国ルーツの人への通訳を介した合理的配慮が抜けている。	外国育ちということは、「障害」には当てはまらないと考えておりますので、本対応要領には記載いたしません。

以上